



スタジオジブリ社長と考える チザイって何だ？

去る12月9日（土）、チザイつまり知的財産権をテーマに第45回法学部カフェが開催され、話し手として、知財と関わりながら仕事をされているスタジオジブリの星野新会長と西方管理部部長をお迎えしました。また、今回は初めて併設校の北海高校のご協力により、聞き手として法学部生2名のほか北海高校の生徒3名も加わりました。

前半は星野会長から知財を使ったビジネスについてこれまでの経験を交えてのお話と、西方部長から知財に関する基本的な知識についてのご講演をいただきました。紙面では後半の一部をご紹介します。

◎話し手

星野 康二さん
(スタジオジブリ会長)

西方 大輔さん
(スタジオジブリ管理部部長)

◎聞き手

岡尾 日香莉さん
(政治学科3年)

岸里 恵太さん
(法律学科2年)

岡本 秀平さん
(北海高校2年)

澤田 ふたばさん
(北海高校2年)

今村 真依子さん
(北海高校1年)

◎進行

淺野 高宏さん
(法学部教授)

館田 晶子さん
(法学部教授)

星野 私はもともとエンターテイメントにそれほど興味はなかったんですが、縁あってディズニージャパンに転職し、その後スタジオジブリに入りました。知財については職場で徹底的に勉強してきました。

西方 知的財産の仕事をするためには、民法とくに契約法、それに著作権法、商標法、特許法も必要です。そして何よりも、著作物の知識が必要です。映画も本も見ないという人は知的財産権の仕事には向いていません。

私の主な仕事は三つあります。第1の著作権を得る仕事は、原作者から映画化の許可を得るなど著作権をスタジオジブリに貸してもらう仕事。第2の著作権を活用する仕事は、映画の入場料やキャラクターの商品化に関する契約をしてお金を得る。第3の著作権を守る仕事は、映画の違法アップロードを削除したり偽物を作るのをやめさせたり悪質なものは警察に通報したりする仕事です。

今日はフロアに著作権を守る仕事をしている社員の森さんがいます。彼女は車いすで実は札幌在住で在宅勤務をしています。ネット上の不正な侵害品に対処する仕事はネットにアクセスできれば世界中どこでも可能で、地域や身体的なハンディキャップを超えて働く仕事です。

森（フロア） 私は普段パソコンで仕事をしています。売買サイトで検索すると、1日で100件ぐらい侵害品があります。サイト運営者に著作権侵害を報告して対処してもらいます。削除案件は年間約3万件です。

西方 知的財産は情報に価値を見いだしている財産で、知識があれば人材としてとても貴重です。法学部の皆さん、法学部をめざす皆さんも、知的財産の世界に来ていただきたいなあと思います。

岡尾 ジブリとディズニーでは知財に対する認識が違うという印象を受けました。国によって認識の違いが出るということなのでしょうか。



スタジオジブリ・星野新会長

星野 ジブリは創業者が生きていて（笑）、実際に作品を作っています。創業者が自分たちの作りたい作品を作るという一番大事な所がぶれていない。それに対してディズニーは社員が30万人いて売り上げは何兆円、公開企業で社会的責任があります。簡単に比較できない。どちらがいい悪いではなく、違う軸で動いている。日本とアメリカの違いではないと思います。

岸里 著作権に興味があって、ゼミで著作権について論文を書いています。昨今、自分の創作動画を動画投稿サイトで発信できるようになっていますが、動画を作る際にディズニーやジブリのBGMやキャラクターを使うことはいけないんでしょうか。

西方 音楽にはまず音楽自体の著作権があります。これは作詞家・作曲家の権利です。もう一つはレコードの権利があります。作家の権利はJASRACなどの団体に預けられていることが多いです。JASRACと大手動画サイトは包括



スタジオジブリ・札幌スタッフ森由紀恵さん



契約を結んでいて、ユーザが楽曲を使って動画をアップロードするとユーザに代わって動画サイトがJASRACにお金を払う仕組みで権利処理されています。例えば「歌ってみた」っていう動画は権利処理はきちんとされています。

売っている音源をそのまま使うケースはレコードの権利を使っていることになりますが、許可している会社としていない会社があります。大手動画サイトは大手音楽会社と組んで使える音源は増えているんですが、スタジオジブリは許可していません。許可している場合はユーザがアップロードすると動画サイトがレコード会社にお金を払います。使ってはいけない音源はそもそもアップロードできない技術が導入されています。

ユーザが作るコンテンツは元々のコンテンツを作っている会社にとって嬉しい面もあります。人気のバロメーターなんです。一方で、あるラインを超えるとどうしても削除しなくちゃいけない。ユーザが参加する文化はまだ新しくて、共通ルールはありません。商業的な会社がそこから利益をどうやって回収するかは大きなテーマです。

岡本 今の時代技術が進んできて、例えば新しい医療技術を人の命を助けるために知財に関係なく使いたい人は一杯いると思います。それについて、フェアユースという考え方方がアメリカでは確立されていると聞きました。

西方 先進技術がより色々な所に公開されていくべきだという議論は、医療技術だけでなく知的財産権全体としてもあります。人間が生きていくために必要な情報をどこまで独占させていいか、独占と経済的メリットの天秤が常に議論になっています。長い間独占させるのは良くないと。その答えの一つとしてフェアユースがあります。権利は独占されているが、フェアな目的のためならそこは使ってもいいというのが、英米法のフェアユースの考え方です。日本ではなかなか議論がまとまらずに本格的には導入されませんでした。ただ、例えばコミケのようにアニメファンが集まって二次創作をしたりするとき、日本のアニメ会社や出版社は侵害だとはあまり言いません。コミケで楽しんでくれている人たちは作品のファンで、本屋や映画館など実際の市場で作品を買ったり見たりしてくれるからです。これって実は日本版フェアユース的な考え方で

す。フェアユースというのは情報の独占とのバランスで考えられているということです。

澤田 今回、知的財産権に関する仕事を初めて知ることができました。知的財産はそもそも形がないものですが、その価値は誰がどのように決めているのですか。

西方 知的財産の本質は情報です。納屋からゴッホの絵が見つかって、みんな落書きみたいと思っていても、鑑定家が「いい仕事ですねえ」と言うとすごくいいものに見えてきますよね。見る人によって価値が変わる、これこそが知的財産権の特徴です。知的財産権の価値は、みんながそれは価値があるのだと言うことによって決まるんですね。それを支持してくれる人が決める。例えば私が知的財産権の担当者として知識を振り回して悪いことやってるヤツは全員退治だ!とやった瞬間に、スタジオジブリの作品の価値は下がっちゃうと思うんです。知的財産の価値は作品の価値そのものと同時に、それを愛してくれる人がどれだけ気持ちよく見てもらえるか、その権利を扱っている人間が誠意を持って知財を扱っているかも影響していく。



スタジオジブリ・西方管理部部長

今村 私は星野さんの経験に興味を持ったのですが、学生時代になぜ留学しようと思ったのか教えて下さい。

星野 高校生の頃、いつかどこかで自分は社会に出てくんだという気持ちと、英語への憧れがありました。17~18歳の時に奨学金をもらってアメリカで1年間ホームステイしましたが、ほ

とんど英語を話せなかった自分が1年間アメリカ人と一緒に生活する体験は貴重でした。大学で行ったときには英語がわかるようになって授業が面白くなり、大学院に行ったら学力のなさで突き落とされて、そういう敢えて負荷の多い環境を渡り歩いたことは良かった。自分の人生の大きな転機になったことは間違いないです。

質問者（フロア） 侵害品には実際にはもっとわざわざ物が沢山あると思うんですが、どこからが侵害といえるのでしょうか。

西方 出来がいいものほど著作権侵害に近くなるんですね。類似性のポイントがいくつかあって、それで判断していく。専門的には選択可能性といいます。法学部の皆さんには是非、著作権侵害論を勉強してもらいたい。侵害に当たる当たらないの判例が積み上がっていて、キャラクターを扱う会社やクリエイターが新しいキャラクターを作るときに侵害品だと言われないために、この知識は重要です。

質問者（フロア） 情報に価値があるといった場合にそれを数値化するのは誰か、あるラインを超えたたらというそのラインは何か、また社風によってラインが変わるのでいいのか。

星野 ジブリのケースでいうと、宮崎監督の一線を越えることはやっちゃいけない、それが徹底します。それが社風なのかもしれません。

また、侵害品対策をする一方で、それだけ人気があるなら正規な形で出していくことも考えなければならない。正規にビジネスを海外展開する際に頼みになるのが現地のパートナーです。どこまでジブリのことを理解し愛情を持ってくれるか、同じような目線でやろうという人と出会えるかどうか。ディズニーの場合はもっとしっかりマニュアルやガイドラインがあって、世界中どこへ行っても誰にもわかるようにできています。そういう面でジブリはその対極にあるかもしれません。

中村 敏子

女性教員のつながり



女性が生きやすい社会を研究テーマとし、差別には敏感な私ですが、二十数年の在職中は、そのような問題とは出会わずに過ごせたことは、大変稀なことであり、幸せなことだったと感謝しています。教養部の解体に伴い私が移った当時は、法学部は女性教員がゼロだったので、今では確かに女性教員の一番多い学部になっていると思います。私が学生だった時も、政治学の授業において、「女と子供に政治は向かない」と発言する教授がいましたが、今でも東京の某有名私立大学には、「女性は法曹には向かない」と公言する教授がいるといいます。そのような中で、多くの女性の教員が教えることは、女子学生にとってのロールモデルとなっているに違いありません。

そのような女性の教員の方たちとの仕事でいちばん思い出深いのは、学内であったセクハラ事件をきっかけに、法学部の女性教員がウォランティアで集まり、セクハラ規程をつくったことです。今でもあまりパソコンは得意ではありませんが、当時は全く馴染みのない私とは違い、若い方たちがパソコンを駆使して、先進的だといわれていたいろいろな大学の規程を集め、また、それぞれの知り合いから情報を集めては、集まって検討を重ねました。その結果、法学部が学内で先駆けてセクハラ規程を持つことになりました。この規程は、その後大学全体のセクハラ規程へと発展しました。残念というべきか、幸いにというべきか、この規程は、日々立派に役割を果たしています。

これとは別に、初めは法学部で少数だった女性の教員が親睦を深め、情報交換をするために時々ランチ会を行っていました。たまにはおばさんのお茶飲み話をするというのが私の位置づけだったので、フェミニズムではこうしたつながりを「シスターフッド」といいます。この会も、他学部でも女性の教員が増えるにつれて学部横断的になりました。今も日々集まり、また、新しい女性教員の方が赴任すると、歓迎会をしています。

最近は全学の女性教員も大所帯になり、こうした集まりが必要ないと考える方もいるようですが、私は大学の時から女性がものすごく少数派という状況の中で生きてきましたので、このような女性のつながりを重要だと考え、楽しんできました。女性が社会で生きていくことは、今でも初めての経験ということがたくさんあります。そのような時、様々な経験を持った先輩から学ぶのは、とても有意義であり、問題解決の早道でもあります。フェミニズムの議論においては、メンターと呼ばれるのですが、私自身、学問上のメンターだけでなく、子育てのメンターともいえる方からもたくさん学びました。そして、いろいろな重荷がずいぶん軽くなったものです。最近では、法学部の女性の教員の中にも人生の新しいステージに進む方もいて、子育てしながら仕事をしたり、在外研修を目指したりすることもあるようです。さまざまなことに挑戦して、問題があったらいろいろな人の知恵を借りて少しづつ女性が生きやすいように変えていく、そのようなことを続けていっていただきたいと思います。そのことが後に続く女子学生の励みにもなるでしょう。

最近の保育園などをめぐる状況を見ると、40年前とほとんど変わっていないことに愕然としますが、私自身、いわばずっと肩肘を張って生きてきましたので、退職後はのんびりとしたいと思っています。まずは家の中の大掃除をし、そして時には、子育て中のお母さんたちを助けるウォランティアをしたいと考えています。

これから大学はなかなか難しいことが多いと思いますが、若い方たちの力で乗り切っていかれることを期待しています。

教職指導室で感じたこと



高校を定年退職後、教職課程の講師として法学部に所属しています。教職指導室で勤務し、授業だけでなく、学生たちの相談や指導にも当たっています。「地歴科教育法」などの「教職に関する科目」と「教科に関する科目」で社会科（地歴科）の必修科目である「日本史」を担当していますが、「日本史」は教職課程を履修しない学生も選択でき、多い年度には1・2部合わせて100名以上の法学部生が履修しています。

退職後に大学で教えるとは全く考えていませんでしたので、当初は自分に大学での授業ができるのか心配でした。退職前10年ほどは授業の担当がなく、特に、教職履修者以外も受講する「日本史」は不安がありました。しかし、学生たちはきちんと受講してくれました。日本史の面白さや教師になった場合に役立てられる知識などを少しは伝えることができたと思っています。

法学部所属として感じたのは、法学部生の教職履修者が少ないことです。免許が取得できる社会科等でほとんど採用がない時代が続いたこともありますが、近年では、最終的に免許を取得するのは一桁の人数です。私の学生時代は、法学部生も多数教職課程を履修しており、高校の同僚でも法学部卒の社会科教員が何人もいて、政経の授業などでいろいろ教えてもらいました。選挙権年齢が18歳に引き下げら

性的マイナリティの問題と 大学は、法学部はどう向き合うのか

谷川 信幸

れ、主権者教育がより重視される中、専門的知識が豊富な法学部出身者がもっと社会科教員として活躍してほしいと思います。

また、日本史は、現在の教育課程では高校で履修しなかった学生があり、日本史の知識不足を感じます。このまま教壇に立って大丈夫かと不安になることもあります。もちろん、私も似たようなもので、大学で専門に学んでいない科目も教えてきましたので、学生たちも十分対応できるとは思っています。

現在、高校の歴史教育は大きく変わろうとしています。今年度中に公示される予定の新学習指導要領では、世界とその中における日本を広く相互的な視野から捉え近現代の歴史を考察する新科目「歴史総合」が誕生します。

また、最近の報道では、「大学入試で歴史の細かい用語が出題され、高校の授業が暗記中心になっているのは問題」だとして、高校と大学の教員らで作る研究会が用語の精選案を発表し、用語を現在の3500語程度から約半分にすべきだとしています。これについて様々な意見がありますが、私は、生徒たちの歴史離れが進んでいる原因の一つは今の歴史教科書がつまらないからだと思います。制限することで、歴史教科書がますますつまらなくなり、歴史離れ、歴史嫌いが進むのではないかと心配します。教科書の用語を全て教える必要はないと思います。生徒たちに、自国の歴史、特に近現代史をきちんと学ばせるためにもある程度の用語は必要です。そして、大学入試の問題も歴史的な思考力が問われるものに変えていく必要があります。

楽しく、また充実した7年間を過ごすことができました。先生方や職員の皆さん、そして学生諸君に深く感謝します。ありがとうございました。

菅原 寧格



©2017 YAMASHITA, Aki

2017年6月1日、札幌市では、政令指定都市として初めてパートナーシップ宣誓制度が導入され、性的指向にかかわらず多様な生を認め、誰もが生きがいと誇りを持てる社会を目指すことになりました。また、10月1日からは、LGBTフレンドリー指標制度が実施され、LGBTへの取り組みを評価された企業は、札幌市LGBTフレンドリー企業として登録されることになりました。大学でも、例えば早稲田大学は、学生部の下にあるスチューデントダイバーシティセンター内に、「異文化交流センター」や「障がい学生支援室」とは別の、ジェンダーとセクシュアリティに関する「GSセンター」を2017年度から設けています。国際基督教大学（ICU）に至っては、2003年度から性別に違和感がある学生の学籍簿上の氏名・性別表記を変更可能にするなど、こうした問題に対して敏感に対応しています。

しかしながら、本学における取り組みは立ち遅れています。セクシュアルハラスメントや学生相談の暗数として、性的マイナリティの声がどの程度で存在しているかなど、そもそも性的マイナリティに関する情報が不透明であることに加え、学内の理解も甚だ心許ない状況です。もちろん、情報の不透明さや理解不足が問題の不存在を意味するわけではありませんし、法学部には、むしろ性的マイナリティに関する理解を深めていくよう積極的な役割を果たすことが期待されているところです。

なぜ法学部が、と訝しく思う向きがあるかもしれません。ですが、それに対する応えは、例えば「男／女らしくあれ」という言葉が非常に規範的な主張だからだ、というものです。この言葉は、「男／女らしくあれ」という

言葉に違和感を持つ人に対して、同調圧力の強い日本社会で自らが「らしく」振る舞わなかった場合にどうなるかという悩みを必ずもたらします。自分のせいで起きたわけでもない問題の前に立つことを強要される、こうした問題に日常的に曝されている状況が暴力的でないと、なぜいえるでしょうか。ジェンダーをめぐる問題が規範的な次元で問題化され解決しなければならない理由、そしてLGBTなどの性的マイナリティと法学が結びつかなければならぬ理由がここにあります。

性的マイナリティをめぐる問題は、もはや当事者によって解決されるべき限定的な問題ではありません。より重要なのは非当事者である支援者や理解者——同盟を意味するAllianceを略し日本では「アライ」と呼ばれる——の存在であり、社会全体の意識改革です。わたしたちの社会で構造的少数者にとどまる性的マイナリティの声に耳を傾け、彼／彼女らが受けている不当な差別を廃絶することはマジョリティである非当事者にとっても豊かな社会を切り開くことになるのだという理解は、どのようにして拡がるのでしょうか。「法哲学」や「法とジェンダー」などの知的資源を活かしつつ、当事者と「アライ」を中心に教職員と学生の垣根を越えた交流勉強会やサークルの立ち上げを支援すること、法学部カフェなどの企画を通じて問題を不斷に問い合わせていくこと。法学部には、様々な取り組みができるポテンシャルがあることを確認するとき、わたしたちは性的マイナリティをめぐる問題の入口に立つことができるのではないでしょうか。

(法哲学担当)



ドイツでの生活を振り返って — 留学と語学のすすめを兼ねて —

2016年9月から2017年8月にかけて約1年間ドイツのボン大学において在外研修に行かせていただきました。お世話になったのは、ローマ法の錯誤論の研究で有名なMartin Schermaier教授のローマ法及び比較法史学研究所でした。そこでの研究内容については、法律学特別講義「比較法史学」でその一端を披露しており、また別に紹介する機会もあるでしょうから、ここでは、1年間のドイツ生活の印象を中心に書き記したいと思います。

ご記憶の方も多いでしょうが、ボンは、旧西ドイツ時代の首都でした。ボンに着いた当時ここがかつて首都だったとは、全く思えませんでした。特に中心街は、それなりに古い建物も残っており、その一つとしてベートーヴェンの生家があります。旧市庁舎に面するマルクト広場や大聖堂に面するミュンスター広場などは、古い街の風情がありますが、首都機能が取りそなえています。後で分かったのは、首都機能のほとんどは、少し離れたところにあったようで、現在でも第二の大統領官邸や首相官邸があり、いくつかの官庁も残されています。

ヨーロッパを含めた海外渡航経験がなかったわけではありませんでしたが、これほど長期の海外生活は、初めての経験でした。根がいい加減で、「なるようになる」が信条のようなところもあったせいで、語学についても、滞在準備についても、いけばなんとなるだろうという感じで、準備もそこそこに出発しました。

その適当さと安易な見通しは、フランクフルトの入国審査の段階で脆くも打ち砕かれることになりますが、結果的には、いろいろ苦労したとはいえ、やっぱり「なんとかなった」といえます。いろいろと心配して躊躇するよりは、とりあえず飛び込んでみることが大事だと、この歳にして知った次第です。



海外生活での最大の問題は、食事にあるといえるでしょう。外食をする際の最大の問題は、量の多さでした。山盛りメイン料理（たいていは豚肉）とジャガイモ。それにビールも飲むとなると、增量して帰国するのは、運命づけられた結果でした。そして、一番気に入ったのがスーパーでのビールの種類の豊富さと安さでした。また、近くのケルンやデュッセルドルフは、地ビールでも有名で、ケルンのケルヌやデュッセルドルフのアルトビアは、醸造所の居酒屋などでも楽しんでいました。

何よりドイツで滞在してみて、印象深かったのでは、住んでみると分からぬ日本社会との違いでした。特にドイツ人は、基本的に親切な人が多いように感じました。困ってそうな人には、「遠慮なく」手助けをしてくれます。逆に、明らかに外国人である私に平気で道を聞いたり、電車の行き先を尋ねたり… ところで、しばしば「日本人とドイツ人は、よく似た国民性だ」などいわれることがありますが、個人的には、

まったくそうは思えませんでした（良くも悪くも）。いずれにせよ、長く住んでみると、日本のいいところも分かってきましたし、ドイツの方が過ごしやすいと思うところも見えてきます。これは、私たちが生活している日本社会を相対化してみるという視点を得られると同時に、特に私の場合には、自分の研究対象でもあるドイツ法、ひいては西洋的な法についても相対化して接する視点が得られたように思います。このような体験は、私のような研究者だけではなく、学生の皆さんにとっても貴重なのではないかと思います。それは、日本とは異なる発想に基づいて動いている社会の有り様を体験することによって、自分たちの視野を広げ、多様な視点からものごとを見る能够性を高められることが期待できるからです。そういう意味で、比較的時間も多く、機会も作りやすい学生時代に留学を経験しておくことは（ある程度「お膳立て」された留学でもいいと思います）、その後の人生にとって得るところが多いでしょうし、その後何らかの理由から海外で長期間暮らすことになる場合にも、その経験は、きっと役立つはずです。もちろん、私のように大して言葉のできない状態で留学に行くよりは、ある程度できてから行ったほうがいいですから（それでも、言葉が出来ないことを理由に行かないよりもましなのですが）、語学の勉強にも積極的に取り組んでみてももらいたいと思います。特に、さまざまな言語に興味を持つことは、それ自体視野を広げてくれますし、日本語や英語だけでは知ることの出来ない情報にもアクセス出来るかもしれません。幸い本学でも語学を研鑽し、留学に行くためのさまざまなチャンスが用意されています。教員としてそのようなチャンスがより豊かになるように努力していくたいと思いますし、学生の皆さんにおいては、そのようなチャンスを積極的に利用して、短期間でも良いので留学に行ってみて、今の年代でしか出来ない体験をしてもらいたいと思っています。



研究室訪問



官田 光史

あっ、携帯に着信。札幌市公文書館からです。数日前に利用請求していた「韓太子行啓書類 明治42年」の審査が終わり、利用が可能になったとのご連絡でした。さっそく地下鉄に乗って公文書館に向かいます。

最近の関心

「韓太子」とは大韓帝国の皇太子・李垠（りぎん）のことです。1909（明治42）年8月、日本留学中であった12歳の韓国皇太子は、教育係の伊藤博文とともに東北・北海道を訪問していました。つまり、その一行の札幌訪問（8月8～10日）に際して札幌区が作成した行政文書の簿冊（ファイル）が「韓太子行啓書類」ということになります。当時、札幌には区制が布かれていました。

もともと私は日本の憲法や政党の歴史を研究していましたが、札幌に住みはじめてからは地域の歴史にも興味をもっています。最近は国家と地域をつなぐイベントの歴史を調べることがマイブームです。その歴史から札幌・北海道と日本の現在を確認し、未来を展望するという、さ

ある日の史料調査

さやかな野望を抱いていたのでした。もしかすると、北海道150年事業、2026年冬季オリンピック・パラリンピックの招致活動といった地域社会の動きが頭の片隅にあるのかもしれません。

そのような不思議な想いで札幌市公文書館ホームページの「特定重要公文書目録検索システム」を検索していたところ、今回の簿冊を発見するに至ったわけです。

札幌市公文書館にて

豊水すすきの駅に着きました。駅から公文書館までは徒歩3分です。ロッカーに荷物を預けて閲覧室に入ります。いつものことですが、閲覧室のカウンターで史料を受け取るときは、そこにどんなことが書いてあるのか、そこからどんなことが分かるのか、期待に胸が膨らみます。

心地よい緊張を覚えつつ簿冊の表紙をめくりました。最初に索引が綴られていて、とても便利です。索引には札幌市役所の署紙が使われていますから、後年になって市役所が作ったのでしょう。

なるほど、どうやら韓国皇太子の訪問に際して札幌区は、北海道庁の通牒を受ける形で区内にさまざまな指示を出していたようです。例えば住民向けの心得では、家屋の周囲を片付けて掃除すること、なるべく日韓両国の国旗を掲揚することなど16項目、観衆向けの心得では、2階や樹木など高いところからの見物を行わないこと、喫煙や雑談を控えることなど29項目が事細かに定められています。

そのなかでも目を引くのは、区の世話役たちに対して韓国の国旗を作成するための雛形や日韓両国の国旗を交差させるときの方法が念入りに説明されていることです。国旗の雛形については図示されており、中央部の巴形（勾玉型）の上部は黒、下部は赤といったように配色も指定していました。ところが、なぜか巴形の上部を水色と誤解して国旗を作成してしまった区民がいたようです。そこで区は区内に注意を呼びかけるよう、世話役たちに依頼したりしています。

韓国皇太子の札幌訪問

この年の7月、日本は将来の韓国併合を閣議決定していました。そうした政治情勢のなかで韓国皇太子が札幌を訪問したとき、札幌区は皇太子や側近に失礼がないように細心の注意を払っていたのでした。もちろん、皇太子の教育係であり、元老・枢密院議長でもあった伊藤博文のご機嫌も損ねてはならなかったことでしょう。

この「失礼がないように」というメンタリティーは、日本が翌1910年8月に韓国を併合し、韓国の皇族を王公族として位置づけなおしていくときの伏線になっていたかもしれません。併合後においても韓国の皇族を手厚くもてなすために創設されたのが、王公族の制度でした。この制度については、新城道彦さんの『天皇の韓国併合一王公族の創設と帝国の葛藤一』（法政大学出版局、2011年）などが詳しいです。韓国皇太子は王世子という地位を与えられています。

札幌で韓国皇太子一行は農科大学、大日本麦酒株式会社、帝国製麻株式会社などを訪問しました。区民の歓迎ぶりは、小学校の生徒2000名による提灯行列が歓迎歌を歌いながら町中を練り歩くなど、盛大なものだったようです（『北海タイムス』1909年8月6～10日付）。それに応えるかのように、伊藤は豊平館で「國威伸張に伴う責任の増加」と題して演説を行っています（春畠公追頌会編『伊藤博文伝』下巻、統正社、1940年）。お気付きかもしれません、伊藤がハルビン駅で暗殺される約2ヶ月前のことでした。

カウンターに史料をお返して公文書館を後にします。「研究室訪問」がお題であったにもかかわらず、私が公文書館を訪ねて史料を読むという、研究室のドアの外の話になってしまいました。とはいえ、歴史学にとって不可欠な史料を読むことの醍醐味—自分が知らなかったことに触れて考える感覚を少しでもお伝えできれば幸いです。

（法学部准教授：歴史学担当）



あだち じょう
安達 丈 さん
(北海学園大学勤務)

——現在、本学職員として経済学部事務室に勤務の傍ら、男子バスケットボール部でコーチをされているとか。さすがの長身ですね！何センチ？

身長は186センチです。小学校1年の頃から一貫してバスケットボールできたんですが、子供の頃は頭抜けて背が高かったわけでもなんでもないんです。それが、中学2年から3年にかけての1年間で16センチ伸びました。（成長痛で）身体中が痛かったのを今も覚えています。

——いまも社会人チームでプレーされているとか。ときにダンクシュートもビシバシと？

出身校である白石高校のOBチームに入っています。ポジションはフォワードです。確かに、1年前ならダンクシュートもできましたが、バリバリ現役の頃から体重が8キロ増え、そこからなんとか6キロ戻しまして今はベスト体重から2キロオーバー、というところでしょうか。ダンクシュートは身長だけでなく、筋力と体重の絶妙なバランスが大事でして。

——法学部時代はゼミ担当の鈴木光先生がいつも試合の応援に来てくださったとか？

大学3年生のとき、2ヶ月で14試合というのがあったのですが、その内、光先生が応援に

来てくださったのが14試合（笑）。光先生はいまやバスケ部の副部長ですが、当時は肩書きも何もないタダのお方でしたので毎度「保護者席」にじっと座って見ておられました。このとき光先生のなかで何か化学反応でも起きたのでしょうか。それ以後、鈴木光ゼミの「講義概要」には毎年、「文武両道の者を優先的に採る」といった一文が載るようになりました（笑）。

——卒業後すぐに大学職員に？

卒業後も、今度は職員として北海学園大学に残ってバスケ部の学生を指導するのが夢だったのですが、あいにく就職の年と翌年は大学職員の求人が一切なかった。これも運命といったんは諦め、卒業後すぐにJTBに入社。旭川での勤務を経験しています。その後、やっと職員の求人が出た！と知って迷わず転職を決めました。JTBでの最後の添乗の仕事でグアムまで一緒にさせていただいた旭川の会社の方が本学主催の就職説明会にいらした際、「ほんとに転職したんだね」と職場まで訪ねてきただけたのは嬉しかったですね。たとえ業界が違つても、人の縁って大事だな、と思った瞬間でした。

——本学で成し遂げたいこと、何かありますか？

「既卒組」として仕事に就いた強みを活かしたい、と密かに願っているんです。2年間の企業勤務で磨いた様々な経験や技術は——例えば、「営業のスキル」といったものは——大学という畠違いの職場でもきっと活かせる機会が来る、と信じています。

——それはもう、本学でもぜひダンクシュートを決めてください。では、最後に次の「法学部卒」の方にコービー・ブライアントのような華麗なるパスを。

はい。では、次は現在、東京在住で、電通にご勤務の紅粉亮太さんでお願いします。

——東京ですか！久々のロングレンジパスですね。今回はお忙しいなか、ありがとうございました。

（次号に続く）

2018年度 法学部各種入試一覧

社会人特別入学試験

Ⅱ期(面接・小論文)

募集人員：2部法学部 面接 15名 小論文 10名
出願期間：2018年2月13日(火)から

[郵送]2月20日(火) 消印有効
[窓口]2月21日(水) 午後4時締切
試験日：3月3日(土)

* 法学部1年次入学試験は、学部単位で募集します。所属学科(法律・政治)は入学後1年次末に決定します。

法学部編入学試験(3年次編入)

募集人員：1部法律学科 推薦を含め20名
1部政治学科 推薦を含め10名
2部法律学科 若干名
2部政治学科 若干名

Ⅱ期(一般・推薦)

出願期間：2018年1月19日(金)～1月29日(月)
試験日：2018年2月17日(土)

大学院法学研究科入学試験

●修士課程

募集人員：法律学専攻 7名
政治学専攻 5名

第Ⅱ期

出願期間：2018年1月10日(水)～19日(金)
試験日：2018年2月16日(金)

●博士(後期)課程

募集人員：法律学専攻 2名
政治学専攻 2名

第Ⅱ期

出願期間：2018年1月10日(水)～1月19日(金)
試験日：2018年2月17日(土)

出願資格、必要書類などについてのお問合せ先

〔社会人特別入試〕

入試部

電話 011-841-1161

〔それ以外の入試〕

法学部事務室

電話 011-841-1161 (内線2228)

FAX 011-824-7729